3　病院又は診療所の管理者は、帳簿を備え、特別措置病室の使用に関し、次に掲げる事項を記載し、これを一年ごとに閉鎖し、閉鎖後五年間保存しなければならない。 一　第三十条の十二第一項各号列記以外の部分に規定する患者が特別措置病室に入院した年月日 二　当該患者が当該特別措置病室から退院した年月日 三　当該患者が当該特別措置病室から退院した後、第三十条の十五第二項に規定する措置を講じた年月日及び当該措置の内容	（新設）

（厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部改正）

第二条　厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十七年厚生労働省令第四十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第一（第三条及び第四条関係） 表二	**別表第一**（第三条及び第四条関係） 表二
（略）　（略）　（略）	（略）　（略）　（略）
医療法施行規則　第三十条の二十三第一項の規定による帳簿の備え及び保存 第三十条の二十三第二項の規定による帳簿の備え及び保存 第三十条の二十三第三項の規定による帳簿の備え及び保存	医療法施行規則　第三十条の二十三第一項の規定による帳簿の備え及び保存 第三十条の二十三第二項の規定による帳簿の備え及び保存 （新設）
（略）　（略）　（略）	（略）　（略）　（略）
別表第二（第五条、第六条及び第七条関係）	**別表第二**（第五条、第六条及び第七条関係）
（略）　（略）　（略）	（略）　（略）　（略）
医療法施行規則　第三十条の二十三第一項の規定による記載 第三十条の二十三第二項の規定による記載 第三十条の二十三第三項の規定による記載	医療法施行規則　第三十条の二十三第一項の規定による記載 第三十条の二十三第二項の規定による記載 （新設）
（略）　（略）　（略）	（略）　（略）　（略）

附　則

この省令は、令和四年十月一日から施行する。ただし、第一条中医療法施行規則第二十四条第八号ハ及び第三十条の二十三第二項第四号の改正規定は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第七十六号

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）を実施するため、高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年四月一日

厚生労働大臣　後藤　茂之

高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（平成十九年厚生労働省令第百四十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（前期高齢者交付調整金額）	（前期高齢者交付調整金額）
第二条　当該年度の前々年度の概算前期高齢者交付金の額（法第三十四条第一項に規定する概算前期高齢者交付金の額をいう。以下同じ。）が同年度の確定前期高齢者交付金の額（法第三十五条第一項に規定する確定前期高齢者交付金の額をいう。以下同じ。）を超える保険者（法第七条第二項に規定する保険者（国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）の定めるところ	**第二条**　当該年度の前々年度の概算前期高齢者交付金の額（法第三十四条第一項に規定する概算前期高齢者交付金の額をいう。以下同じ。）が同年度の確定前期高齢者交付金の額（法第三十五条第一項に規定する確定前期高齢者交付金の額をいう。以下同じ。）を超える保険者（法第七条第二項に規定する保険者（国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）の定めるところ